

第 3 3 号議案

品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 1 2 日

品川区長 濱 野 健

品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例（昭和 4 7 年品川区条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「6 月を」を「6 月以内を」に改め、同表 7 の項、8 の項および 1 0 の項中「1 2 月」の次に「以内」を加え、同表 1 3 の項中「3 0, 0 0 0, 0 0 0 円」および「2, 0 0 0, 0 0 0 円」の次に「の範囲内において規則で定める額」を加え、「1 2 月を含む 1 0 年」を「3 6 月以内を含む 1 0 年」に改め、「、据置き 1 2 月」の次に「以内」を、「特別中小企業者」の次に「その他規則で定める者」を加える。

第 4 条第 1 項第 3 号中「有し、かつ、引き続き 1 年以上同一事業を営んでいる」を「有している」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(3)の 2 引き続き 1 年以上同一事業を営んでいること。ただし、創業支援資金および緊急資金に係る場合にあっては、この限りでない。

第 4 条第 1 項第 6 号中「この条例による同種の資金（緊急資金を除く。）」を「前条に規定する種類が同一の資金」に改め、同号ただし書中「事業設備資金、事業運転資金、小規模企業特別事業資金、環境対策資金、経営支援資金、経営安定化資金またはワークライフバランス企業支援資金」を「緊急資金の融資を

受けている場合であつて区長が特に必要があると認めたとき、資金（団体事業資金、事業活性化資金、商店街活性化資金、創業支援資金、事業承継支援資金および緊急資金を除く。）」に、「にあつては前条」を「であつて同条」に、「、商店街活性化資金」を「当該資金の融資を受けようとするときおよび商店街活性化資金」に、「、それぞれ同種の資金（緊急資金を除く。）の融資を受けることができる」を「当該資金の融資を受けようとするときは、この限りでない」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）緊急資金の据置期間を延長するほか、同資金の融資あっ旋の対象者を拡大する必要がある。